

平成29年度第1回箕面市個人情報保護制度運営審議会 議事録

日時：平成29年4月21日（金）
午前9時30分～11時45分
場所：本館3階 委員会室

日程第1 会長選出の件

箕面市個人情報保護制度運営審議会規則第2条第1項の規定に基づき、委員の互選により、引き続き横田委員が会長に選出された。

日程第2 会長職務代理者指名の件

箕面市個人情報保護制度運営審議会規則第2条第3項の規定に基づき、会長が田中委員を会長職務代理者に指名した。

日程第3 諮問事項について

(1)全戸訪問事業の実施について

【担当：消防本部予防室】

【概要】

市内全戸（全世帯）を対象とした防火訪問において、訪問先の市民から防火対策以外の困りごと等を聞いた場合に、その内容に応じて関係各所管室等に情報を繋ぐことにより市民サービスの向上を図るため、訪問用タブレット端末を用いた全戸訪問システムを構築する。

また、耐震診断が必要なかたのみに助成制度を案内するため、審査指導室が保有する耐震化促進情報を利用し、対象者を把握する。

【質疑応答】

委：耐震化促進情報を目的外利用する必要性は何か。

市：昭和56年以前に建てられた木造物について、本市では耐震診断に係る費用を助成する事業を実施している。全戸訪問では、診断実施済みのかたに重複して事業の案内をしないよう事前に把握しようとするもの。

委：P7「訪問前の世帯情報の画面イメージ」中の「その他」にある「人、健、子、み」とは何か。

市：耐震化促進情報やケース会議で収集した情報の担当部局の頭文字である。

「人」人権文化部 子どもの見守り情報

「健」健康福祉部 高齢者又は障害者の見守り情報

「子」子ども未来創造局 子どもの貧困に関する見守り情報

「み」みどりまちづくり部 耐震化促進情報

委：個人情報を取り扱う職員の人数や立場は。

市：訪問は消防本部予防室の再任用職員4名が2グループに分かれて行う。また、データ管理等のため、同室常勤職員4名も取り扱う。

委：例えば、子どものネグレクトについて情報をキャッチした場合、どのように対応するのか。

市：訪問職員は虐待の専門職ではないため、本人に担当部署へ情報提供してよいか確認し、迅速につなぐ。

委：事前にケース会議により情報を得ているため、予断をもって訪問することになる。訪問先に失礼のないように、人権研修等を受けてほしい。

委：個人情報保護法が保有個人情報を利活用していくスタンスにシフトしており、事業の必要性を感じる。ただし、個人情報漏えい防止に関して職員への教育が大切である。

委：市民から聞いた困りごとは、その場でタブレットに入力するのか。

市：本人に同意をとり、紙にメモする。帰庁し、システムに入力後はメモを破棄する。なお、メモには氏名等の個人情報は記載しない。

委：それでもメモを無くしたり、第三者に見られるおそれもある。その管理方法が大切である。

委：全戸訪問システムから担当部署へ事案をメールをするとあるが、そのセキュリティは。

市：メールはLGWAN環境で行うため、セキュリティは高い。また、各部署はID管理され、関係する事案しか見られない仕組みとなっている。その後、課題の深掘りは担当部署が行う流れである。

委：昼間に訪問すると不在が多いのでは。

市：対応していただけるのは3割程度。不在の場合は訪問したことが分かるようカードを置いている。

委：昼間に誰もいない家庭にこそトラブルがないか心配である。

委：不在者には再度訪問するのか。

市：ひとまず全市域を訪問し終わってから検討する。

委：訪問時は室内まで見ているのか。

市：大抵は玄関先で対応していただくため、室内まで入らない。

委：紙のメモはタブレットに手書き入力できれば不要になると思うが、可能か。

市：今後、タブレットの仕様を検討するにあたり、手書き入力機能を付加する

ことで進める。

【答申】

システムのアクセス制御及びセキュリティも安全性が保たれており、事業についても公益上必要があると思われる。よって、「適切である」と答申する。

(2) 国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について

【担当:市民部 国民健康保険室】

【概要】

国民健康保険広域化に伴い、都道府県単位で被保険者の資格管理を行うことから、次期国保総合システム及び国保情報集約システムに係る運用管理事務を国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委託する。

これにより生じた特定個人情報保護評価書の変更が、特定個人情報保護評価指針別表「重要な変更の対象である記載項目」のうち「特定個人情報の入手元」等に該当することから、特定個人情報保護評価を再実施し、第三者点検として諮問するものである。

【質疑応答】

委：システム名称が「国保総合システム」から「国保総合システム及び国保情報集約システム」に変わるの国からの指示か。「国保情報集約システム」は追加ではないのか。

市：国保連から「国保総合システム及び国保情報集約システム」と記載するよう指示があったため、名称の修正とした。

委：再実施前のPIAではデータの保存期間は7年となっていたが、今回は5年に変更されている。その理由を確認しておくこと。

市：確認しておく。

（当初諮問時は、地方税法に規定された保存期間を参照し7年と記載したが、誤謬であったため、翌年度の見直しで国民健康保険法に基づき5年に修正した。）

委：自動連携PCを新設する目的は。

市：市で入力した資格情報を府が管理するため、毎日情報を送る必要があり、国保連と日次で自動連携するため。

【答申】

国制度改正に伴う変更で、PIAの内容もその変更点も妥当である。よって、「適切である」と答申する。

日程第4 報告事項について

PIAの見直しについては年に一度、本審議会で報告することとなっているため、見直し方法及び平成28年度の見直し結果について、事務局より説明した。

日程第5 その他

定例開催日は毎月第2金曜の午前9時30分からとする。

次回は平成29年5月12日（金）に開催予定であるが、案件が無いため中止となる見込み。

なお、開催の有無は2週間前までにメール又は電話で連絡する旨を確認した。